

昭和三十三年法律第七十八号

産業投資特別会計の貸付の財源に充てたるた
めの外貨債の発行に関する法律

(外貨債の発行)

第一条 政府は、産業投資特別会計の貸付の財源
に充てたるため、昭和三十三年度において、同会
計の負担において、アメリカ合衆国通貨をもつ
て表示する公債を発行することができる。

2 前項の規定により公債を発行することができ
る金額の限度は、百八億円をその発行の時に
おける基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易
法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七
条第一項の基準外国為替相場をいう。）で換算
したアメリカ合衆国通貨の金額（その発行につ
き発行価格差減額があるときは、これをうめるた
め必要な金額を加算した金額）とする。

(発行限度の繰越)

第二条 政府は、前条の規定により公債を発行す
ることができ金額のうち、昭和三十三年度
においてその発行（次条の規定によりこれに代
えてする借入金を含む。）をしなかつた金額があ
るときは、当該金額を限度として、昭和三十
四年度において、同条第一項の公債を発行す
ることができる。

(外貨借入金)

第三条 政府は、前二条の規定により公債を発行
することができるときには、その発行に代え
て、アメリカ合衆国通貨をもつて表示する借入
金をすることができる。

(利子等の非課税)

第四条 第一条第一項の公債の利子及び償還差益
（その公債の償還により受ける金額がその公債
の発行価額をこえる場合におけるその差益をい
う。以下この項において同じ。）については、
租税その他の公課を課さない。ただし、所得税
法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一
項第三号に規定する居住者、法人税法（昭和四
十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内
国法人又はこれらに準ずるものとして政令で定
めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益
については、この限りでない。

2 所得税法第八十一条及び第二百二十二条の規
定は、前項に規定する利子については、適用し
ない。

(省令への委任)

第五条 前四条に定めるもののほか、第一条又は
第二条の規定により発行する公債及び第三条の

規定による借入金に関し必要な事項は、財務省
令で定める。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三十一日法律第三
十六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施
行する。

（その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原
則）

第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定
は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十
年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定
する法人の施行日以後に終了する事業年度分の
法人税について適用し、昭和三十九年分以前の
所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年
度分の法人税については、なお従前の例によ
る。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関す
る特別措置に関する法律等の一部改正に伴う経
過規定）

第九条 第四十五条の規定による改正後の国際復
興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措
置に関する法律第五条、第五十五条の規定によ
る改正後の産業投資特別会計の貸付の財源に充
てるための外貨債の発行に関する法律第四条又
は第六十四条の規定による改正後の外貨公債の
発行に関する法律第二条の規定は、施行日以後
に支払うべきこれらの規定に規定する債券等、
公債又は外貨債の利子について適用し、同日前
に支払うべき当該利子については、なお従前の
例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則 （平成九年五月二三日法律第五九
号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行
する。

附 則 （平成二一年二月二二日法律第
一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日